

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名	「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	31,519	
		内訳	国	—
			県	31,519
			その他	—
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費	
		1 ソフト 定額	1 補助限度額 1,000千円/ 地域	
		2 ソフト 定額 ハード 1/2	2 モデル集落 当たりの上 限額 1,500千円	
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。				
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	--

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。
----------	--

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	21,625	
		内訳	国	21,625
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9481)
------	------------	----	--

目的	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名		野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備、高温対策に係る資材・機材などに対して助成する。		
事業の趣旨	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や耐雪型ハウスの導入に係る資材費を支援する。 また、高温対策資材や機材等の導入に係る経費を支援する。	予算額(千円)	20,000	
		内訳	国	—
			県	20,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等</p> <p>(2) 施設園芸型 耐雪型パイプハウスの導入（税抜、資材費のみ）</p> <p>(3) 高温対策型 品質向上や出荷量の増加に向けた遮光資材、機能性フィルム、循環扇、LEDランプ等（令和7年度新設）</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、認定新規就農者等</p>	補助率	標準事業費	
		(1), (2) 1/4以内	— ※上限事業費あり	
<p>【採択要件】</p> <p>1 補助対象品目は、指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目とする。</p> <p>2 省力化型の場合</p> <p>(1) 作業時間を10パーセント以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ヘクタール、施設栽培はおおむね1ヘクタール以上の産地であること</p> <p>(2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること</p> <p>3 施設園芸型の場合</p> <p>(1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること</p> <p>(2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3アール以上であること</p> <p>(3) 栽培面積が増加すること</p> <p>(4) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30アール以上であること。ただし、省力化型と同時に施設を導入する場合は、1経営体でも可能とするが、導入後の施設栽培の取組面積が20アール以上であること</p> <p>4 高温対策型の場合</p> <p>(1) 生産性が向上するものであること</p> <p>(2) 野菜の場合は出荷量を5パーセント以上、花きの場合は出荷本数を5パーセント以上増加または秀品率を5ポイント以上増加させること</p>				
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】
-----	---

アピールポイント	環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。
----------	--

事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務局長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</p> <p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>(3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動</p> <p>【具体的な取組例】</p> <p>①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減</p> <p>②環境負荷低減型飼料の給与</p> <p>③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制</p> <p>④バイオ炭の農地施用</p> <p>⑤生分解性マルチの利用</p> <p>⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入</p> <p>2 認定のメリット</p> <p>(1) 設備投資の際の所得税・法人税の優遇</p> <p>(2) 国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇</p> <p>(3) 日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用</p> <p>≪申請主体≫</p> <p>個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）</p>	補助率	標準事業費
		—	—

- 【採択要件】
- 1 土壌診断結果を添付すること。

実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	--------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善
	実施主体別	県 / 農協

事業名	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業（県単・継続）			
アピールポイント	酪農の経営基盤を強化するため、新たな経営改善モデルの作成・指導や、将来の酪農経営を支える高能力な乳用後継牛の生産支援を行う。 また、畜産経営基盤の経営継承や、将来の畜産人財に対する畜産現場の体験機会の提供を行う。			
事業の趣旨	<p>本県の酪農経営は配合飼料価格の高騰が経営を圧迫していることから、配合飼料から自給飼料への置き換えを促すほか、高能力な乳用後継牛の生産を支援する。</p> <p>また、畜産は経営を開始するための初期投資が高額で新規参入のハードルが高いことから、第3者継承を支援するほか、将来の畜産人財に対して畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。</p>	予算額(千円)	17,270	
		内訳	国	
			県	17,270
			その他	—
事業の内容等	<p>1 飼養管理技術の向上 (1) 飼養管理方法の見直しを進めるため、経営改善モデルを活用した巡回指導を実施 (2) 経営改善に向けた飼養管理技術研修会の開催 (3) 農協や県職員を対象とした指導力強化研修会の開催</p> <p>2 高能力な乳用後継牛の生産 高能力な牛群を早期に整備するため、ゲノミック解析、性選別精液を活用した後継牛の生産へ支援する。 【補助率1/2以内、上限額 5,000円/頭又は本】</p> <p>3 新規就農の促進 (1) 新規就農希望者の掘り起こしとマッチング (2) 小中学生や高校生などの将来の畜産人財に対する体験機会の提供</p>	補助率	標準事業費	
		2 1/2 以内	上限額 5,000円	
実施期間	令和6～8年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4815、直通017-734-9496)	

目的別	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 新規就農 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化
実施主体別	県 / 農業法人	

事業名	農業経営・就農支援体制整備推進事業（国庫・継続） 【農業経営・就農サポート推進事業】			
アピールポイント	農業経営の法人化、円滑な経営承継、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題について、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士、農業経営士等の登録専門家から無料でアドバイスを受けられる。			
事業の趣旨	関係機関と連携して農業経営及び就農等希望に関する相談・支援体制を整備し、農業者及び就農等希望者に対する経営相談・診断、課題に応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別支援を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承ほか、新規就農及び新規就農者の早期定着・促進を図る。	予算額(千円)	11,785	
		内訳	国	11,692
			県	93
			その他	—
事業の内容等	1 実施体制の整備（農業経営・就農支援センターの設置） 相談窓口の設置、センター運営会議・経営戦略会議の開催、 経営・就農専属スタッフの配置、専門家の登録等 2 経営サポート活動【農林水産政策課担当業務】 (1) センター運営会議において、重点支援対象者を決定し、 経営専属スタッフによる経営診断後、経営戦略会議で農業者 毎の経営戦略（伴走型支援計画等）を策定 (2) 専門家等から構成される支援チームを編成し、伴走型支 援を実施 (3) 相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 (4) 経営相談会、経営セミナー等の実施 3 就農サポート活動【構造政策課担当業務】 (1) 就農希望者や参入希望者等からの相談対応 (2) 就農に関する情報提供等 (3) 相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 4 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動 重点支援対象者の掘り起こし、人材確保推進活動（就農希 望者等へのPR・情報提供）、研修会・相談会の開催等	補助率	標準事業費	
		【採択要件】 1 管轄の農業普及振興室に重点支援対象者となる旨の同意書を提出すること。 2 重点支援対象者は経営診断に必要な直近3か年分の確定申告書（損益計算書、貸借対照表など）の写しを提出すること。 3 新規就農者等の3か年分の確定申告書がない者は、就農計画や技術習得状況、資金準備状況等を確認することで経営診断とする。		
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ （内線5059、直通017-734-9463） 農林水産政策課 所得向上支援グループ （内線3232、直通017-734-9474）	

目的別	6次産業化の推進	地産地消
	担い手の育成	新規就農
実施主体別	その他（りんご加工事業者）	

事業名	企業の農業参入推進事業費（りんご加工業者支援）（県単・新規）			
アピールポイント	加工事業者が新たに本県農業へ参入し、りんご生産を行うのに要する経費の一部を支援する。			
事業の趣旨	りんご生産の担い手確保対策の一環として、青森県産りんごを原料として取り扱う加工事業者が本県農業へ参入し、りんご生産を行うのに要する経費の一部を支援する。	予算額(千円)	1,800	
		内訳	国	—
			県	1,800
			その他	—
事業の内容等	<p>1 りんご加工事業者の農業参入支援</p> <p>(1) 事業内容 県内りんご加工事業者が新たに加工原料りんごの生産に取り組む場合の生産に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 補助対象経費 りんご生産を行うのに要する経費 (種苗費、肥料費、農薬費、委託費、人件費)</p> <p>(3) 事業実施主体 県内園地で新たに加工原料りんごの生産に取り組む、県内に本社又は営業拠点があるりんご加工事業者（子会社、関連会社等含む）</p> <p>(4) 採択要件 下記のとおり</p>	補助率	標準事業費	
		1/3以内	12万円/10a ただし、1事業者当たり上限60万円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業実施主体が所有又は賃借により生産に取り組むこと。</p> <p>2 令和7年に収穫が見込める園地で事業を実施すること。</p>				
実施期間	令和7～10年度	担当	りんご果樹課 流通加工グループ (内線5151、直通017-734-9491)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練
実施主体別	県 / 市町村 / 公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	新規就農者育成総合対策事業（国庫・継続）			
アピールポイント	就農初期の機械・施設等の導入等を補助するほか、新たに農業経営を開始する者及び就農のための研修を受ける者に対して資金を交付し、就農及び就農後の早期定着・経営安定化を支援する。			
事業の趣旨	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、経営が不安定な就農直後及び就農前の研修期間の所得を確保するための資金を交付する。	予算額(千円)	508,064	
		内訳	国	467,314
			県	40,750
			その他	—
事業の内容等	<p>1 経営発展支援事業</p> <p>(1)通常枠 機械・施設、家畜の導入、果樹改植、リース料等に要する経費を支援 ・対象者：認定新規就農者（就農時、原則50歳未満） ・支援額：補助対象事業費上限1,000万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限500万円</p> <p>(2)地域計画早期実現枠 (1)のほか、経営資源の有効利用や円滑な経営移譲に向けた機械・施設等の修繕、移設、撤去等の取組を一体的に支援 ・対象者：認定新規就農者又は認定農業者（就農時、原則50歳未満） ・支援額：補助対象事業費上限額1,200万～1,800万円 ※国支援上限額が600万円まで</p> <p>3 経営開始資金 新たに農業経営を開始する者に対して資金を交付 ・対象者：認定新規就農者（就農時、原則50歳未満） ・支援額：年間最大150万円（夫婦の場合は年間最大225万円） ・交付期間：最長3年間</p> <p>4 就農準備資金 就農のための研修を受ける者に対して資金を交付 ・対象者：就農希望者（就農予定時、原則50歳未満） ・支援額：年間最大150万円 ・交付期間：最長2年間（海外研修を行う場合は1年間延長可）</p>	補助率	標準事業費	
		3/4以内	上限1,000万円もしくは500万円	
		3/4以内又は1/2以内	取組内容に応じて、上限1,200万円～1,800万円	
		定額10/10	1人当たり最大1,500千円/年	
定額10/10	1人当たり最大1,500千円/年			
実施期間	令和4～13年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058・5059、直通017-734-9463)	